令和7年８月

**業務報酬基準積算プログラム作成（告示8号対応版）のご案内**

協会では国交省告示第8号に基づき簡単に作業時間や業務報酬を求めることができるプログラムをＭＳ社のエクセルをベースにして作成しました。

今回の告示での主な改定について

　・　略算表は省エネ基準への適合義務化に対応した業務量になりました。

　・　複合建築物に係る業務量の算定方法を一本化し簡略化されました。

　・　業務の難易度係数による補正が、複数の難易度係数を乗じることができる基準

に見直しがされました。

このプログラムの使用を希望される方は、「申込書」に必要事項を記入の上、お申し込み下さい。

■　使用料　　（一社）石川県建築士事務所協会会員　　３，３００円（税込)

　一　般（当協会会員以外）　　　　　１１，０００円（税込）

■　申込方法　　申込書に必要事項を記入後

直接の場合…申込書・使用料を持参の上、申込先（事務局）まで御来所ください。

振込の場合…下記振込先に使用料を振込み、支払証明書の写しを申込書に添えて､

申込先（事務局）まで､ＦＡＸにて送付してください(郵送可)。

振込先　**北国銀行　泉支店　普通　17841　一般社団法人　石川県建築士事務所協会**

（振込手数料は、各自ご負担ください。）

■　プログラムの送付

申込書に記入されたメールアドレスにプログラムを送信します。

送信の際「パスワード」も合わせてご案内します。

**※　このプログラムを無断で改変またはコピーすることを禁じます。**

**使用者がこのプログラムを使用することで受ける不利益に対して当協会は一切の責任を負いかねます。各自の判断で使用してください。**

**このプログラムに不都合・不具合が生じた場合、その修正のためのプログラムの訂正を行います。**

**申込・問合先**

〒921-8036

石川県金沢市弥生２丁目１番２３号

（一社）石川県建築士事務所協会

TEL (076)244-5152　FAX (076)244-8472

E-mail ishikyokai@ishi-kjk.or.jp

**申　込　書**

（一社）石川県建築士事務所協会（FAX　076-244-8472）　あて

　◆振込の方は、使用料、支払証明書の写しを添付の上、ＦＡＸにてお申込下さい。

◆直接、申込先（事務局）へご来所の方は、申込書をご持参の上お越し下さい。

　◆該当事項の□に✓をつけて下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | |
| ふりがな |  |
| お　 名 　前 |  |
| 事 務 所 名 |  |
| E-mail |  |
| 所　在　地 | 〒　　　　　- |
| 連絡先電話番号 | （　　　　　　　） |
| ＦＡＸ番号 | （　　　　　　　） |
| 事務所協会 | 会員である　　　　　 会員でない |
| 使用料（税込） | 3,300円（建築士事務所協会会員）　 11,000円（協会会員外） |
| 支払方法 | 振込　　　　　　　　 現金 |

支払証明書貼付欄